

【令和2年2月時点】

| |
|--|
| 事業名称：健康寿命延伸のための成果報酬型健康増進プログラム |
| 事業概要：メタボリックシンドローム予防・介護予防のため、3カ月間の健康増進プログラムをPFSとしてRIZAPが複数の地方公共団体で実施。 |

※本事例における金額は、全て税抜き表示とする。

●基本データ

| | | |
|-------------|---|---|
| 地方公共団体 | 長野県伊那市、長野県下諏訪町、福島県南相馬市、福島県田村市、福島県只見町、北海道上ノ国町、福井県南越前町、千葉県長柄町、神奈川県平塚市 ※事業は各地方公共団体が個別に実施しており、連携しているわけではない。 | |
| 社会的課題及びその背景 | 健康寿命延伸や医療費適正化に向け、地方公共団体ではこれまでも健康増進プログラムを実施してきたが、従来の地方公共団体のプログラムは健康への関心が無い層へ届きにくいこと、途中で出席しなくなる参加者が多いこと等が課題となっている。また、プログラムを実施したことによる成果が十分に把握されていないことも課題である。 | |
| 目指す成果 | 働く世代のメタボリックシンドローム予防・高齢者向け介護予防を行うことで、住民の健康増進を図るとともに、医療費適正化を目指す。 | |
| サービス対象者 | メタボリックシンドローム予防のプログラムを行う場合の成果指標のサービス対象者： 各地方公共団体の40代～50代の住民 介護予防のプログラムを行う場合の成果指標のサービス対象者： 各地方公共団体の60歳～75歳の住民 | |
| 事業関係者 | 委託者 | 長野県伊那市、長野県下諏訪町、福島県南相馬市、福島県田村市、福島県只見町、北海道上ノ国町、福井県南越前町、千葉県長柄町、神奈川県平塚市 |
| | 受託者 | RIZAP株式会社 |
| | サービス提供者 | RIZAP株式会社 |
| | 資金提供者 | なし |
| | 第三者評価機関 | なし |
| 中間支援組織 | なし | |
| サービス内容 | RIZAPは、フィットネス事業のノウハウや知名度を活かして地方公共団体ごとに、メタボリックシンドローム予防、介護予防 | |

| | | |
|------------|---------|--|
| | | <p>のいずれかを目的とし、3カ月間にわたる健康増進プログラムを実施する。プログラムはメタボリックシンドローム予防、介護予防とも同じであり、内容は以下のとおりである（提供するサービス対象者が異なる）。</p> <p>■体力年齢の測定 参加者はプログラム参加前後に体力測定を受け、筑波大学発のベンチャー企業である株式会社 THF と RIZAP が開発した「RIZAP 体力年齢推定式」により、体力年齢を算出する。</p> <p>■運動指導 各地方公共団体の運動施設等を会場とし、器具を用いず、1人でできる軽いトレーニング（ストレッチ、足踏み運動、筋肉トレーニング等）を実施する。3カ月間で全8回開催する。</p> <p>■食事指導・管理 参加者は栄養バランスの良い食事についての説明を受けた上で、3カ月間の食事内容を記録する。各参加者の食事内容の記録に対して、RIZAP 株式会社のトレーナーが毎週または2週間に1回、コメントを送信し、フィードバックを行う。</p> |
| 成果指標 | | <p>メタボリックシンドローム予防の場合： 5%以上の体重減少を達成した人数</p> <p>介護予防の場合： 10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数</p> <p>医療費の削減額（採用するかは地方公共団体が決定する）</p> |
| 事業期間 | | <p>サービス提供期間：3カ月間</p> <p>評価時期：プログラム終了時点</p> <p>支払時期： ・成果連動支払：評価終了後</p> |
| 契約金額 | 総額 | 成果目標を達成した人数×70千円 |
| | 最低支払額 | なし |
| | 成果連動支払額 | 総額と同じ |
| 財政効果の試算 | 費目 | 医療費 |
| | 金額 | 本事業によりメタボリックシンドローム予防・介護予防を行うことで医療費の抑制が見込まれるが、その金額は算出していない。 |
| 国の補助の活用の有無 | | なし |
| 債務負担行為の有無 | | なし（単年度事業のため） |
| 事業者選定方法 | | 受託者の選定に公募は実施していない。 |

| | |
|------|---|
| 成果実績 | <p>※ここでは長野県伊那市の成果実績について記載する。</p> <p>長野県伊那市では介護予防を目的とし、「10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数」と「医療費の削減額」を成果指標とした。</p> <p>10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数は、サービス対象者の約9割にあたる35人であった。体力年齢の若返りは、参加者の平均で-36.89歳であった。</p> <p>「医療費の削減額」は、参加者のプログラム実施前後3カ月間の医療費の削減額の1/2が、1つ目の成果指標である「10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数」による成果連動支払額を上回る場合に、差額が支払われる仕組みとした。ただし、伊那市ではこの差額は発生しなかった。</p> |
|------|---|

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

全国の地方公共団体は、高齢化の進展やそれに伴う医療費の増加を背景として、健康寿命の延伸を目的とした健康講座や体操教室などの健康増進事業を実施している。しかし、地方公共団体が開催する健康増進事業の課題として、①日頃から健康づくりに取り組んでいない「無関心層」こそ対象とすべきであるが、このような層はそもそも事業への参加が少ないこと、②事業の途中から出席しなくなる参加者が存在すること、③事業を実施したことによる成果が十分に把握されていないこと等がある。

RIZAPでは、個人向けのフィットネスジムのほかに企業向けや地方公共団体向けに健康増進プログラムを提供しており、このうち地方公共団体向けのプログラムでは、RIZAPが掲げる「結果にコミットする」という理念に基づき、成果に応じた委託費を受け取るPFSを展開している。地方公共団体にとっては、①RIZAPの知名度や、「メタボ予防」を「ボディメイク」、「介護予防」を「若返り」と呼ぶRIZAPのプログラムを活用することにより、従来では届かなかった無関心層の取り込みが期待できること、②参加者の主体的な関与を促すRIZAPのノウハウを活用することで、参加者がプログラム終了時まで継続して出席することが期待できること、③個人向けフィットネスジム等でのRIZAPの実績から、体重減少や体力年齢の低下といった成果が十分に得られると期待できることなどのメリットがある。

現在までに、全国で20を超える地方公共団体がRIZAPの地方公共団体向け健康増進プログラムを導入しており、このうち9つの地方公共団体では、成果に応じた支払を採用している。本事業を導入した経緯は様々であり、RIZAPからの提案を受けて事業化に至った地方公共団体もあれば、県が主催する地方公共団体とRIZAPのマッチングの機会を通じて事業化に至った地方公共団体も存在する。なお、各地方公共団体においては、サービス提供者が特定されている事業であることから、公募せずにRIZAPと契約することとした。

【令和2年2月時点】

イ 体制の詳細

各地方公共団体は、RIZAP と契約を締結する。

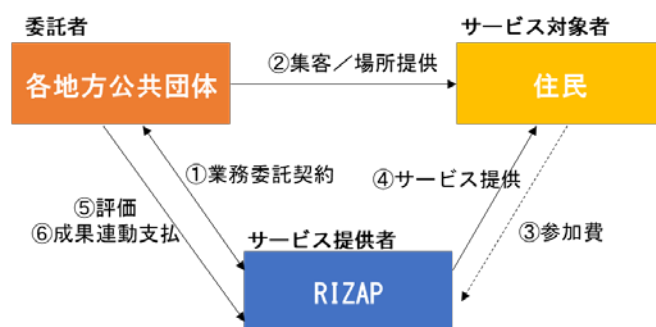
RIZAP は、地方公共団体との契約に基づき、自らの資金でサービス対象者に健康増進プログラムを提供する（※地方公共団体によっては、参加者から参加費を徴収する場合もある）。

地方公共団体は、参加者の募集を行うほか、健康増進プログラムの実施場所として地方公共団体が所有する運動施設等を RIZAP に提供する。

プログラムの最終日に、RIZAP は、成果指標である「5%以上の体重減少を達成した人数」もしくは「10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数」の算定を行い、結果を地方公共団体に報告する。地方公共団体はこの算定結果に基づき評価を行う。これに加えて「医療費の削減額」を成果指標に採用している地方公共団体においては、プログラム実施前後のサービス対象者の医療費を比較して医療費削減額を算定する。

地方公共団体は、成果指標の評価結果に基づき、予め定めた支払基準に則って RIZAP に成果連動支払額を支払う。

図表1 事業体制



ウ 事業スケジュール

各地方公共団体は、i サービス対象者や対象人数の設定等、ii 契約締結、iii サービス提供、iv 評価・支払という流れで事業を実施している。

一例として、長野県伊那市では、平成29年度、事業化に向けた庁内検討を開始した。また、成果指標の設定や支払条件については RIZAP と協議を行い、同年度に契約を締結、事業を開始した。サービス提供期間は平成30年1月から平成30年3月であり、成果指標である「10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数」の評価はプログラム終了時の平成30年3月に RIZAP が行った。その後、成果に応じた支払が同月中に伊那市から行われた。伊那市では、前述のとおり、成果指標「10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数」に加えて「医療費の削減額」も成果指標とした。当該成果指標はプログラム実施前後の参加者の医療費を比較する必要があることから、伊那市は、サービス対象者のレセプトデータ等の診療情報を分析した上で、平成30年10月に評価を行った（※評価の結果、これに対する成果連動支払額の支払は生じなかった。）。

【令和2年2月時点】

図表2 事業スケジュール

※伊那市のケース

| | 平成29年度 | | | | 平成30年度 | | | |
|---------|--------|----|----|----|--------|----|----|----|
| | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 |
| 庁内検討 | | | | | | | | |
| 導入可能性調査 | | | | | | | | |
| 契約締結 | | | | | | | | |
| サービス提供 | | | | | | | | |
| 評価 | | | | ※1 | | ※2 | ※2 | |
| 成果連動支払 | | | | | | | | |

※1：10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数

※2：医療費の削減額

エ 評価手法

① 成果指標の設定

RIZAPは、成果指標を、5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数としており、また、地方公共団体によっては医療費の削減額も採用する。

「5%の体重減少」については、厚生労働省「特定保健指導のモデル実施」において「腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上の減少」が要件とされており、これを十分に達成できる水準として5%に設定している。また、RIZAPのこれまでの個人向け事業等の実績を踏まえても、十分に実現できる水準となっている。

体力年齢については、RIZAPが筑波大学発のベンチャー企業であるTHFと共同開発した「RIZAP体力年齢推定式」を用いて算出する。RIZAPが過去に地方公共団体向けに実施したモデル事業においては、参加した高齢者の約96%に体力年齢の若返りが見られ、その平均は13.6歳だった実績があり、これを踏まえ、十分に実現可能な水準として10歳以上の若返りを成果目標として設定している。また、平均寿命と健康寿命の差が約9～12歳であることから、体力年齢の若返りにより健康寿命を延伸することで、この差を縮小させる狙いがある。

5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数の成果指標は、RIZAPがプログラム開始時点及び終了時点のほか、プログラム実施中（開始から1カ月後）にも測定を行う。途中段階での測定結果は、地方公共団体による成果連動支払額の支払には関係しないが、参加者に体重減少や若返りの成果が出始めていることを実感させ、意欲を持って継続的にプログラムに参加させる効果がある。

医療費削減額による評価は、「オ 支払条件」にて後述する支払時期の課題により一部

【令和2年2月時点】

の地方公共団体のみが採用している。医療費削減額は、参加者のプログラム実施前の医療費から、プログラム実施後の医療費を差し引いた差額である。

なお、RIZAP と地方公共団体はその医療費削減額を折半し、それぞれ医療費削減額の 1/2 を収受する。ただし、RIZAP が収受する額は、折半した医療費削減額から、5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数に応じて受けた成果連動支払額を差し引いた額である。

② 評価方法

成果指標である5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数は、プログラム開始時及び終了時に各参加者に対し RIZAP が評価手法に基づき、評価を行い、達成人数を求める。

医療費の削減額については、地方公共団体が参加者の同意を得た上で国民健康保険のレセプトデータ等の診療情報を確認し、評価する。評価方法は事前事後比較法¹である。長野県伊那市の場合、プログラム実施前の3カ月間（平成29年9月～同年12月）とプログラム実施後の3カ月間（平成30年4月～6月）の医療費を比較することで評価した。医療費の分析対象とした参加者は、全8回のプログラムのうち4回以上出席した参加者とした。

オ 支払条件

上記のとおり、成果連動支払は、成果指標である5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数、医療費の削減額に対して行われるが、評価を行う時期が異なることから、支払時期は2回に分かれる。

5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数については、目標値を達成した人数に応じて、地方公共団体が RIZAP に対して1人につき70千円の成果連動支払を行う。この単価は、実際のサービスの提供に要する費用を参考に設定している。

医療費の削減額については、プログラム終了後に一定の期間（長野県伊那市の場合は3カ月間）をおいて分析を行う必要があることから、支払時期が、5%以上の体重減少を達成した人数、もしくは10歳以上の体力年齢の低下を達成した人数に対する支払より遅れることとなる。そのため、医療費の削減額を成果指標とする場合、RIZAP は、医療費の削減額が判明した時点で地方公共団体に追加的な予算を確保してもらうこととしている。このことが RIZAP との契約締結や予算措置を行う上で課題となっており、医療費の削減額の考え方を採用していない地方公共団体も存在する。伊那市では、医療費の削減額も成果指標としたため、プログラムを実施した翌年の平成30年10月にその評価・支払を行うこととした。

¹ 事業の実施前の値と実施後の値を比較する方法。

【令和2年2月時点】

カ 中間支援組織の役割

本事業では中間支援組織は設けていないが、立ち上げ期においては、各地方公共団体における事業化の検討（成果指標の設定、支払条件の設定）にあたり、RIZAPが自社の実績やノウハウをもとに各地方公共団体に提案・助言を行っている。また、サービス提供期には、定期的にRIZAPが地方公共団体に対して参加者の体重もしくは体力年齢の経過を報告することで、地方公共団体はサービス実施状況の確認を行っている。